

市第25号議案

横浜市建築基準条例の一部改正

横浜市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月10日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市建築基準条例の一部を改正する条例

横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項、第27条第6項及び第28条第4項中「増築等」の次に「又は用途の変更」を加え、「その他これに類する場合」を削る。

第56条の見出し中「既存建築物」の次に「の増築等」を加え、同条第2項中「第25条」の次に「（第4項を除く。）」を、「この項」の次に「及び次条第1項」を加え、同条第5項中「又は用途の変更」及び「並びに法第87条第3項」を削り、同条第6項を削る。

第56条の5を削り、第56条の4を第56条の5とし、第56条の3を第56条の4とし、第56条の2を第56条の3とし、第56条の次に次の1条を加える。

（既存建築物の用途の変更に対する制限の緩和）

第56条の2 法第3条第2項の規定により第6条第1項、第6条の2、第13条、第19条、第20条、第23条第2項、第27条第1項若しくは第2項、第28条第1項、第33条第2項、第34条から第35条まで、第36条（第3項を除く。）、第37条から第40条まで、第43条の2から第43条の4まで、第50条第3号又は第51条の規定の適用

を受けない建築物であつて、独立部分が 2 以上あるものについて用途の変更をする場合においては、法第 87 条第 3 項の規定にかかわらず、当該用途の変更をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

2 法第 3 条第 2 項の規定により第 20 条の 2 の規定の適用を受けない建築物について用途の変更をする場合においては、法第 87 条第 3 項の規定にかかわらず、当該用途の変更をする部分以外の部分に対しては、第 20 条の 2 の規定は、適用しない。

3 法第 3 条第 2 項の規定により第 4 条の 3 第 1 項から第 4 項まで、第 7 条、第 16 条第 2 項、第 21 条、第 22 条、第 23 条の 4 第 2 項若しくは第 3 項、第 28 条第 3 項、第 36 条第 3 項、第 41 条、第 45 条、第 46 条、第 49 条第 2 項、第 50 条第 1 号若しくは第 2 号又は第 53 条の 3 から第 53 条の 5 までの規定の適用を受けない建築物に係る用途の変更（第 4 条の 3 第 1 項から第 4 項までの規定の適用を受けない建築物にあつては、住戸及び住室の増加を伴わないものに限る。）については、法第 87 条第 3 項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にしたこの条例による改正前の横浜市建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 提 案 理 由

既存建築物について用途の変更をする場合に適用される制限の一部を緩和する等のため、横浜市建築基準条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市建築基準条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現行）

（屋外への出口、避難通路等）

第 6 条 （第 1 項から第 3 項まで省略）

4 前 3 項の規定は、増築等 又は用途の変更 をする場合 その他これ  
に類する場合 で、市長が避難の安全上支障がないと認めて許可し  
たときは、適用しない。

（出口及び廊下等）

第 27 条 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 第 4 項の規定は、増築等 又は用途の変更 をする場合 その他これ  
に類する場合 で、市長が避難の安全上支障がないと認めて許可し  
たときは、適用しない。

（屋外への出口等）

第 28 条 （第 1 項から第 3 項まで省略）

4 第 2 項の規定は、増築等 又は用途の変更 をする場合 その他これ  
に類する場合 で、市長が避難の安全上支障がないと認めて許可し  
たときは、適用しない。

（既存建築物 の増築等 に対する制限の緩和）

第 56 条 （第 1 項省略）

2 法第 3 条第 2 項の規定により第 13 条、第 15 条、第 19 条、第 20 条  
、第 25 条 （第 4 項を除く。）、第 26 条、第 27 条第 1 項若しくは第  
2 項、第 30 条、第 34 条、第 35 条、第 36 条、第 39 条、第 40 条又は第  
43 条の 2 から第 43 条の 4 までの規定の適用を受けない建築物であ  
って、令第 117 条第 2 項各号に掲げる建築物の部分（以下この項

及び次条第 1 項において「独立部分」という。) が 2 以上あるものについて増築等をする場合においては、法第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

(第 3 項及び第 4 項省略)

5 法第 3 条第 2 項の規定により第 4 条の 3 第 1 項から第 4 項までの規定の適用を受けない建築物に係る増築等又は用途の変更 (住戸及び住室の増加を伴わないものに限る。) については、法第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 号並びに法第 87 条第 3 項の規定にかかわらず、第 4 条の 3 第 1 項から第 4 項までの規定は、適用しない。

6 法第 3 条第 2 項の規定により第 53 条の 3 から第 53 条の 5 までの規定の適用を受けない建築物に係る用途の変更については、法第 87 条第 3 項の規定にかかわらず、第 53 条の 3 から第 53 条の 5 までの規定は、適用しない。  
(既存建築物の用途の変更に対する制限の緩和)

第 56 条の 2 法第 3 条第 2 項の規定により第 6 条第 1 項、第 6 条の 2、第 13 条、第 19 条、第 20 条、第 23 条第 2 項、第 27 条第 1 項若しくは第 2 項、第 28 条第 1 項、第 33 条第 2 項、第 34 条から第 35 条まで、第 36 条 (第 3 項を除く。)、第 37 条から第 40 条まで、第 43 条の 2 から第 43 条の 4 まで、第 50 条第 3 号又は第 51 条の規定の適用を受けない建築物であって、独立部分が 2 以上あるものについて用途の変更をする場合においては、法第 87 条第 3 項の規定にかかわらず、当該用途の変更をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

2 法第 3 条第 2 項の規定により第 20 条の 2 の規定の適用を受けない

い建築物について用途の変更をする場合においては、法第 87 条第 3 項の規定にかかわらず、当該用途の変更をする部分以外の部分に対しては、第 20 条の 2 の規定は、適用しない。

3 法第 3 条第 2 項の規定により第 4 条の 3 第 1 項から第 4 項まで、第 7 条、第 16 条第 2 項、第 21 条、第 22 条、第 23 条の 4 第 2 項若しくは第 3 項、第 28 条第 3 項、第 36 条第 3 項、第 41 条、第 45 条、第 46 条、第 49 条第 2 項、第 50 条第 1 号若しくは第 2 号又は第 53 条の 3 から第 53 条の 5 までの規定の適用を受けない建築物に係る用途の変更（第 4 条の 3 第 1 項から第 4 項までの規定の適用を受けない建築物にあつては、住戸及び住室の増加を伴わないものに限る。）については、法第 87 条第 3 項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

（特定の用途に供する部分の床面積の合計に算入しない面積）

第 56 条の 3      (本文省略)  
第 56 条の 2

(道に関する基準)

第 56 条の 4      (本文省略)  
第 56 条の 3

(道路の変更又は廃止)

第 56 条の 5      (本文省略)  
第 56 条の 4

第 56 条の 5      削除